共に生きる社会の実現をめざして

VOL.83 令和7(2025)年 1月1日発行

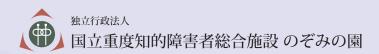


強度行動障害・中核的人材養成研修(令和6年10月)

特集

強度行動障害支援と住まい

- ○公営住宅を活用した暮らしの構築
- ○のぞみの園での建物・設備改修の具体的ポイント ほか



新年のごあいさつ

理事長 田中 正博

あけましておめでとうございます。本年もよろしく お願いいたします。

今年はのぞみの園の第5期中期目標・中期計画期中の半分、3年目にさしかかります。現在、旧コロニー時代から当法人を利用されている方の平均年齢は70歳を超え、在籍者123名のうち70歳を超えている方は81名になります。第5期中のコロニー時代からの利用者は、現時点の人数の3割くらいになる見込です。こうした現状に向き合いつつ、独立行政法人設立以降の最重点課題である「自立支援のための取組み」の軸となる地域移行には、引き続き取組んでいきます。

また、今年の報酬改定では、入所施設を中心に暮らしの場は本人の意思を尊重して提供することが義務

化されました。全国の多くの入所施設でも利用者の高齢化が進んでおり、当法人の実践が各地の支援に役立つよう様々な展開していきます。同時に、ターミナルケアを視野に入れた支援のあり方も模索していきます。その一環として、令和6年の4月より診療所のあり方を見直し、病棟を廃止して生活寮として運用するとともに、看護師の生活寮への配置転換を行いました。支援と看護の連携を図る体制について、引き続き強化していきます。

行動障害に関する対応も進めます。行動援護従事者 養成研修から始まり、その後は強度行動障害支援者養 成研修として、当法人では人材養成に継続的に取組ん できました。令和6年の報酬改定により集中的支援が

もくじ

2	新年の	かであいさつ 理事長	田中正博
特集	強度行	行動障害支援と住まい	
	4	地域移行と改修に関するサポート 事業企画 課	保科華
	6	重度訪問介護の特徴を強度行動障害支援に活かして	池田憲治
	7	自閉症に特化した生活介護・グループホームの運営 社会福祉法人四ツ葉会	松岡友太
	10	強度行動障害支援における改修ポイントとその遍歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	吉田尚史
	12	強度行動障害支援と暮らしの場 建物や設備に関する環境調整のあり方 社会福祉法人北摂杉の子会	平野貴久
14		ておきたい 施策のいま 宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の改正 国土交通省住宅局安心 居	計住推進 調
16	わたし	したちの取組み 地域移行に向けた意思決定支援事業企画課地域移行・支援調整係	高橋直
18	研究語	部だより 強度行動障害者支援・厚労科研補助金 今年度の取組みと現在地 ······ 研究部 村岡美幸 研究係	内山聡至
20	強度征	行動障害者支援のアセスメント再学習 第3回 どのように感じている? どんな気持ち? 国立のぞみの園参事	志賀利一
22	てがる	るに運動 1 ・2・3 第3回「ペットボトル運び」	町田春子
24		レポート 人事交流研修者と法人内研修受講者の報告	
		F間の人事交流を通して ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
27	あのE	3の記憶 医師・花岡卓二とのぞみの園 第3回「入所者の選定基準」 医師	花岡卓二

※本文中の所属等は特に断りのない場合は執筆当時のものです。

新たな支援策として講じられ、中核的人材と広域的支 援人材の活用が設定されました。2つの人材養成に必 要な研修プログラムを、当法人の研究部が中心になり 全国の先駆者とともに開発し、まずは中核的人材養成 研修を展開しています。広域的支援人材養成研修にも、 新年度より取組む見込みです。

上記の動きとともに、今後は、地域における支援者 が互いに支えあいながら連携して支援を行うこと、率 直な意見交換や情報共有等の取組みを進めることを めざして、全国の支援者や自治体の協力を得ながら行 動障害支援者全国ネットワーク(仮称)の展開を図っ ていきます。その際は、人材養成とあわせて地域の支 援体制を強化する基盤整備の視点も盛り込み、様々な 取組みを進めていきます。

令和6年9月3日付で、令和5年度業務実績評価書 (大臣評価)について厚生労働大臣より通知がありま した。業務実績評価の仕組みが変更になって以来、初 めての「全体評定A」をいただきました。評定はS·A· B·C·D に分かれ、Bは「目標値に達している」、Aは [目標を上回っている]場合に適用されます。

業務実績評価書によると「全体評定A」の理由は「法 人の業績向上努力により、項目別評定8項目のうち、 Aが3項目、Bが5項目、そのうち重要度「高」である 3項目全てがAである。全体として評定を引き下げる 事象もなく、重要度「高」の項目全てがA評定だったこ とも踏まえ、総合的に勘案し「A I評定とした」とあり ます。「業務実績評価書」に記載のあった「法人全体の 評価」は、次の通りです(抜粋)。

- のぞみの園の環境は「施設入所利用者の高齢化・重 症化」「保護者死亡や家族の高齢化等による地域移 行同意取得の困難さ」「認知症の発症、身体の機能 低下、日常的な医療的ケアの必要性等の特別な配 慮を必要とする者の増加 | 「介護度の高さや、医療 的ケアの対応未整備を理由にする受入先の確保の 困難さが年々増加」などの状況であった。
- ○そんな状況の中、地域移行は、「保護者等家族に対し

てパンフレットの作成」「グループホームの生活の 様子を動画で伝える」「見学会の実施」などの働きか けにより、「本人・家族から同意を得られた者に地 域生活体験の取組み(宿泊体験や日中体験)を積極 的に行った」

- ◎結果、地域移行を進め、目標を大きく上回る成果を 挙げたこと高く評価する。
- ○「他施設の受入れ困難な著しい行動障害等を有する 者や福祉の支援が必要な矯正施設を退所した知的 障害者についての有期限でモデル的支援を実施 |
- ◎目標通りの期間で地元の障害者支援施設等への移 行を実現したことを評価
- ○「令和6年1月に発生した能登半島地震で被災した 施設の利用者の受入れし
- ◎ 近隣施設では受入れが難しい重度知的障害者(行 動障害)について、国の要請に基づき積極的に受入 れを行ったことを評価する。
- ◎ 業績向上努力により、全体として中期計画におけ る所期の目標を上回る成果が得られていると評価 する。

「全体評定A」は、のぞみの園の役職員の日々の取組 みに対して高い評価をいただけたものと受け止めて います。引き続き福祉・医療・研究部門が一致協力し て足並みを揃え、中期目標・中期計画の着実な実践を 通して総合施設としての機能が発揮されるよう、法人 全体で方向性を示していきます。

また、行動障害支援に関しては、特に予防的な視点 による関わりが充実するよう、国立障害者リハビリ テーションセンターにある児童分野の秩父学園、情報 提供分野の発達障害情報・支援センターとの間で、知 的・発達障害に関わる国立の機関としての連携を一 層深め、当法人とそれぞれの機能が有機的に展開され るよう努めていきます。

あらためて、本年もみなさまのご理解、ご協力をい ただきますようよろしくお願いいたします。

強度行動障害支援と住まい

地域移行と改修に関するサポート

公営住宅を活用した行動障害のある人の暮らしとその支援

事業企画部事業企画課長補佐 保科

のぞみの園では有期限で強度行動障害の状態にある人たちの入所支援を行っています。2年の期限の中でアセスメントを 含む集中的な支援を行い、それぞれの地域での生活に移行していきます。その中では、本人の希望に基づいて移行先での住ま いの調整も行われます。今回は、出身地の公営住宅に移行した方の事例を紹介します。

現在25歳のAさんには、重度の知的障害と自閉症があ ります。出生後、父親の転勤で転居を繰り返しながら各地 で養護学校(当時)に通い、療育も利用していました。成長 とともに衝動的な行動が多くなり、裸足で家を飛び出し ては警察に保護され、夜はあまり寝ず、スクールバスに乗 らないため学校へもほぼ毎回送迎するなど、両親も大き な負担を負っていました。

小学校5年生の時に障害児支援施設に入所。中等部の 頃から自傷他害、器物破損や異食、物集めなどの行動が強 まり、高等部2年の時点で施設では1対1対応での支援 になりました。養護学校卒業後も地域で利用できる福祉 サービスが見つからず、いわゆる「加齢児」として20歳に なる直前まで入所を継続しました。

援護自治体からのぞみの園に問い合わせがあったのは、 Aさんが19歳の時。「行政として域内の施設等と調整を 尽くしたが、『どのように支援すればいいか手立てが見え ない』と断られつづけて行く先がない」というものでした。 そこで、のぞみの園に有期限で入所する経過となりまし た。

のぞみの園ではTEACCHプログラムを応用して居住 環境や日中活動、自立課題、スケジュール提示等を視覚 化・構造化するなどし、それを支援員がチームで取組み、 支援を行ってきました。また、生活の場である生活寮も改 修を行い、より刺激の少ない生活環境も整備しました。こ うした支援を継続するなかで、Aさんの生活も徐々に落 ち着いていきました。

行政と連携した住まい選びと環境調整

のぞみの園に入所してから1年ほどが過ぎた頃から、 Aさんの移行先についての検討が行政とのぞみの園との 間で本格化しました。A さん自身の様子や家族の話から、 地元に戻って家族で気軽に顔を合わせることができる距 離の生活圏を目指すことになりました。そうした方向性 を共有し、福祉関係者も交えてオンラインで支援会議を 重ねました。さらに、援護自治体と県の担当者が一緒に県 内や隣県の入所施設に依頼するなどしましたが、移行先 は見つからない状況が続きました。

協議を続けるなかで、重度訪問介護を展開する事業者 から賃貸アパートで支援を受けながら暮らすサービス利 用者の事例について紹介がありました。「民間のアパート が難しければ、公営住宅でどうにかできないか」。以前、公 営住宅担当部署にいた行政の担当者が、老朽化が進んで すでに住民が退去するなどして解体予定のものがあるこ とを思い出し、そのうちの一戸を改修して生活の場とす る提案がなされました。これを受けて、公営住宅と訪問系 サービス等を活用した一人暮らしへの移行が検討されま した。

行政として議会にも説明し、改修費用は公営住宅の修 繕として公費から捻出する方向で計画は進められました。 また、移行後の生活を支援する体制づくりは、相談支援と 福祉事業者が連携して進めていきました(6ページ)。

公営住宅の改修にあたっては、Aさんの特性やのぞみ の園での支援の経過を踏まえ、Aさんが生活していたか わせみ寮の寮長と担当支援員、さらにのぞみの園で設備

管理を行う担当者が中心となって、Aさんの住まいにつ いて改修のポイントや具体的な内容などについて援助・ 助言を行いました。その際、「壊れにくくする」「Aさんの QOLを保ちつつ、支援員の負担も軽減する」「保護者や地 域行政の負担が増えないようにする」といった方向性を 提示し、それに沿って改修を進めていくことになりまし た。改修や設備調整の具体的な検討は、のぞみの園の各担 当者と行政、施工業者、福祉事業者がオンラインで会議を 行い、住宅の映像を流すなど実情を共有しながら進めま した。

公営住宅はもともと独居には広い間取りだったことも あり、Aさんが生活する「支援スペース」と支援者の出入 りなどに使用する「非支援スペース」に空間を切り分ける ことを検討しました。さらに、「支援スペース」は刺激を抑 制し、かつ強く叩くなどしても壊れないような建具等に 改修するなど集中的に手を加えることなどを提案しまし た。

例えば、壁は平滑仕上げとし、弄便等の際に掃除がしや すいように考慮しました。また、内壁は下地を補強して平 滑なケイ酸カルシウム板で仕上げる、窓のガラス板はポ リカボネート製の板に交換する、天井設備は埋込ダウン ライトにして蛍光管をむき出しにしない、エアコンを金 網で覆って直接手で触れられないようにする(写真)、ト イレのペーパーホルダーは取り外すといった工夫も提案 しました。

Aさんはテレビを見ることが好きですが、直接置いた だけでは壊されてしまいます。そこで、押入れをテレビ台 に改修することでテレビ台をなくし、直接触れられない ようにポリカボネート板でカバーしました(写真)。DVD は居室外の廊下側からディスクの出し入れなどができる ように扉を新設しました。既存造作を利用することで、構 造強度を保ったまま改修費用も抑えることができました。

このように限られた予算内でAさんの安全や生活の質、 落ち着ける環境を確保しつつ、維持管理なども考慮した 改修案を作成し、所轄の消防局と協議することを伝えた うえで行政に提出しました。

資源限られるなかでも最適な選択肢を

行政では、Aさんが地域の中で生活していけるように 公営住宅のある地区の区長や周辺住民に事前に丁寧な説 明を行いました。住民からは反対や懸念の声などは出ず、 現在もAさんは公営住宅で生活を送っています。一日を 通して重度訪問介護のスタッフと過ごしながら、平日は 屋内活動や散歩、休日は差し入れをもって来る家族と時 間をともにするなど楽しみを持って暮らしています。

改修された住宅についても、刺激の少ない環境でした ので大きな破損はなくAさんは落ち着いて暮らしている そうです。最近は、就寝時にマットレスを導入したり、文 字盤をつかって双方のコミュニケーションをとったりと いったことにも取組んでいるとのことでした。その一方 で、支援の柔軟性と支援の標準化のバランスをどうとっ ていくのかといった課題も出てきています。

当時、行政でAさんの入居を担当し、公営住宅の活用を 提案した担当者は、「手探りでの調整だったが、なにより Aさんの生活の安定を第一に考えた」と話します。知的・ 発達障害者に限らず、暮らしの場の確保に支援が必要な 人の「住まいのかたち」は、以前に比べて多様化していま す。Aさんの「住まい選び」は、本人の意思を実現していく ためにそうした多様な選択肢を柔軟に検討していくこと の重要性を物語っているように思います。



改修後の居間。扉横は押入を改修したエアコン設置スペースと (上段)テレビ台(中段)

重度訪問介護の特徴を 強度行動障害支援に活かして

重度訪問介護事業所担当者(当時) 池田 憲治

ある日、行政から支援の依頼がありました。通常、 支援の相談はケアマネや相談員から連絡があるので 少し驚きながら話を聞くと、国立のぞみの園で暮ら している方が戻ってくるので、支援してほしいとい うもの。その方が、Aさんでした。重度訪問介護を提 供している中で、制度上は強度行動障害の方が利用 できると知っていましたが、実際には難病者や肢体 不自由者の利用が多くを占めていて、強度行動障害 の方は初めてに近いケースとなりました。インター ネットで調べてみても逆に不安が高まる一方でした が、県内では私たちが「最後の砦」ということで受け ることにしました。

支援開始までには、大きな課題が二つありました。 まずは人員確保です。重度訪問介護をメインにする 事務所を A さんが戻ってくる県に構えたのが依頼 のわずか6カ月前で、職員はまだ5名程。依頼は24 時間365日・2人介護で月1488時間にもなり、明 らかに人が足りません。月1488時間の支援も初め てで、そもそも職員が何人必要なのかもわかりませ んでした。在籍職員から紹介をしてもらったり、求人 をかけて集めたりして、結果的に15人程度の職員 が関わることになりました。

もう一つは、強度行動障害に関する知見です。管理 者の私を含め、誰も強度行動障害について深く知っ ている職員はいませんでした。そうした中、のぞみ の園から強度行動障害について多くのことを学び ました。サポートブックや動画等を用いた研修をしてもらったり、支援者養成現任研修としてのぞみの園の現場で支援を教わったりしました。住まいについても、本人が快適に過ごせる環境が家族など他の人と大きく異なる場合が多いことなど、たくさんのアドバイスをもらいました。支援をする中で困ったことが出てくれば、相談に応じてくれるというのも心強いことでした。

準備に関しては、できる限りのことはしたつもりでした。それでも私以外の職員は支援開始時に初めてAさんと顔を合わすことになり、不安でいっぱいでした。2022年2月、実際に支援が始まると、大きな問題行動は見られませんでした。行政が住環境の整備を、のぞみの園が支援の枠組みづくりを事前に進め、職員も積極的に勉強してくれたおかげだと感じました。散歩中に隣家の花壇の花を抜いてしまったり、急に道路に向かって走り出してしまったりすることもありましたが、さまざまな情報を得ながら現場で工夫して対処していきました。

準備のために勉強をする中で、ふと感じたことが一つあります。それは、重度訪問介護と強度行動障害は相性がいいのではないかということ。1対1の支援が基本となる重度訪問介護は、さまざまな要望に臨機応変に対応できます。そうした支援の特徴を活かし、Aさんが地域の中で自分らしく暮らしていくことの支えになればと願っています。

強度行動障害支援と住まい

自閉症に特化した生活介護・グループホームの運営 岡山・ティールの取組み

社会福祉法人四ツ葉会 松岡 友太

岡山県倉敷市で生活介護・共同生活援助事業を運営する「ティール」は、自閉症に特化した事業所です。その設置にあたってどのような構造や設計を行ったのか、その実践を紹介します。

私たち社会福祉法人四ツ葉会は、岡山県倉敷市中庄地域を中心に保育・介護・障がいの3部門で活動する法人です。「元気を創る」という理念のもと、地域のセーフティーネットとして機能し、多様化する近年の地域課題と向きあい、多職種協働をテーマに多角的な支援を積極的に行っています。

集団生活の中で個別性を確保する工夫

事業の一つである「ティール」は、「自閉症の生活を総合的に支援する」という目標のもと令和2年11月に開設しました。現在は、生活介護事業所2棟、グループホーム2棟の運営を行っています。利用対象者は知的障害を伴う自閉症の方、自立度向上を軸とした支援を必要とされる方、障害特性から刺激の統制など個別的支援を必要とされる方と明確にし、現状では定員のうち7割が強度行動障害を有する方に利用いただいています。

生活介護事業所は平成24年から運営をしていましたが、地域課題であった重度の知的障害をともなう自閉症者の通いの場、暮らしの場の不足に向きあうため、5年間の準備期間をかけて開設しました。当時は地域の中に重度障害のある方の行き場が少なく、利用ニーズに向きあう中で結果的に知的障害・身体障害・重症心身障害の方や強度行動障害を有する方など多様な障害種別が同じ事業所内で過ごさざるを得ない状況となり、それぞれの特性による環境の不一致や支援者の業務過多という事態が生じていました。このことから、障害特性に応じた環境設定を図るためティールの開設に至りました。

5年の準備期間中、私たちは近隣大学の専門家からコ

ンサルテーションを受け、自閉症支援の基礎理解からアセスメント技法、環境構造等を学び、現在の支援の基礎である「アセスメントを基に構造化を軸とした支援」という支援方針を固めることができました。また、新設にあたっては建物の設計から参加しました。その際に特に意識したのは、目的を区別した活動エリア、個々の動線、刺激の統制です。

例えば、活動エリアは本人の居室を起点とし、余暇や運動のエリアをそれぞれ設定することにより活動ごとの場面をわかりやすくしています。また、利用者がそれぞれの活動に取組む際は、タイミングや場所が被ることがないよう動線の調整がしやすいつくりにしています。これにより、不必要な接点や他者からの刺激による影響を減らしています。集団ではなく個別に自立した取組みができるよう、活動場所の固定やついたて、仕切り扉を用いて個別性を確保しています。集団生活においても周りを気にすることなく、安心して取組むことができるようにしています。それらに加えて、個々のアセスメントから得た特性に応じたスケジュール(見通し)や、視覚的要素に注目が向くようハードとソフトの両輪のバランスが整うよう工夫を重ねました。

生活空間に関しては、個々の居室が最も安心で楽しい空間になること、個別性の高い暮らしを実現することをコンセプトにしています。共有空間は複数名が集わないようコンパクトにつくり、かつ活動ごとに目的を持って使う場所としました。例えば食事やコーヒー、おやつなど飲食に関する活動の場所として限定することで、何のために共有スペースに移動するのかをわかりやすくしてい

ます。また、厨房は食事の時間だけ扉が開くように仕切り 扉を設け、視覚的にも目的をわかりやすくしています。そ のほか共有物品など刺激となるものは見える所に置かず、 **扉つきの戸棚に収納しています。こうした環境調整によ** り、周りの影響を受けることなく自発的に自身の予定に 沿って活動に参加できるようにしています。

さらに10名の1住居を5名単位に区切った2ユニッ ト制とし、それぞれにトイレ・浴室・洗面所といった生 活環境を完備し、5名のユニット単位で生活が完結する 仕組みとなっています。この5名で暮らす構造が、近い将 来そのまま地域に移行し、地域の中で個別性の高い暮ら しの実現ができることを目標にしています。

生活支援の中での個別性に関して、建物構造において は特に利用者の相性や状態によって環境が変化すること があることや、利用者の状況や状態に応じて柔軟に構造 を変化できるよう、予め強固なついたてや個室を作らず、 それぞれの特性・状態に合わせたオーダーメイドな設定 がその都度できるようにしています。PDCAによる支援 の実践とあわせて、これが私たちの支援で大切にしてい る「利用者の可能性を広げる」ことにつながっていると考 えています。



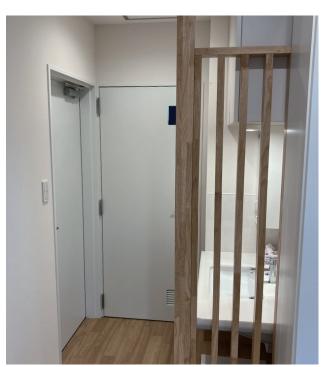
個別の生活空間と活動空間

環境と支援のあり方を見直しながら

そのような工夫や対応を行うなかでも、自傷・他害に つながってしまう方もいます。

Aさんには、グループホームへの入居前から PEP-3 (自閉児・発達障害児教育診断検査)を活用したアセスメ ントを行うなどして障害特性や本人の強み・弱みの理解 に努め、入居後も構造化を取り入れた支援を行ってきま した。当初はスムーズに入居できたと思われましたが、生 活基盤の変化や集団生活の影響から、他利用者との接点 が本人の刺激となり自傷や他害が見られるようになりま した。

そこで、専門家によるコンサルテーションを受けなが ら、本人にとって望ましい環境構造や活動の組み立てを 再検討しました。居室環境の変更や動線を調整すること により他者からの刺激を減らす、活動エリアを区別して 自分がどこで何をすべきかを明確にする、支援者の関わ りを統一する、といった対応を徹底しました。はじめはグ ループホーム内で過ごすことがほとんどでしたが、入居 1年後には日中は生活介護事業所で過ごす、2年後には 行動援護事業を利用して外出することができるようにな り、3年が経った頃には入居以来会えなかったご家族と



個別のトイレ、手洗い場、お風呂

外出できるようにもなりました。スモールステップで時 間は要しましたが、頻発していた自傷や他害の回数も激 減し、安定して過ごせる日々が増えてきています。

このような経験から、令和5年5月に開設した2棟目 のグループホームでは個別化された支援を必要とする方 が入居できるように建物を設計し、動線や環境面の工夫 を徹底しています。地域のなかで安定的に暮らしつづけ られる住まいの確保につなげることができるよう取組み を進めております。

チームで対応していくために

自閉症・強度行動障害の状態にある方への支援には、 チーム支援が最も大切であると実践を通して感じていま す。しかし、支援体制を構築する中で一貫性を重視した ローテーション勤務を組むには現実的に課題が多く、情 報共有も支援者の技量や経験値等によって差が生じます。

そこを補うため、計画に基づく手順書を作成し、これを 共通のツールとして説明する、説明を受けることで伝達 ミスを減らして共通認識を持つことができるようなシス テム化に努めてきました。その一環として各職員にスマ ホを貸与し、情報共有アプリを利用することで同じ情報

コンパクトな共有スペース

が同時に共有できるようにしています。さらには、アプリ 内で支援に関する確認や議論もできます。これにより利 用者の変化やその兆候を随時把握でき、新たな支援を実 施するまでのタイムラグを短くしています。

また、ティールではグループホームと生活介護を一体 的に運営することにより、生活の場と日中の場で綿密な 情報共有に努めています。支援者も利用者の生活全体を 理解することができ、結果として昼夜とも安定した支援 を行うことで「生活を総合的に支援する」という理念の実 現につながっていると実感しています。

私たちは、利用者の声に応えながら取組みを一歩一歩 進めていますが、課題が多いと考えています。特に地域で の活動に参加できずに生活が事業所内で完結している方 や、作業が生産活動につながっていない方がいるのも現 実です。支援をさらに俯瞰的に観察し、氷山の一角に注視 するのではなく、一人ひとりに丁寧に向きあいながら「選 ぶ機会」や「発信する機会」を大切にしていきたいと考え ています。それぞれの意思決定が生活の中で多く反映さ れ、利用者の可能性が広がり、生活の充実につながってい くことを目指していきます。



行動障害の方のユニット

強度行動障害支援と住まい

強度行動障害支援における改修ポイントとその遍歴

総務部会計課管理室管理係長 二級建築士 吉田 尚史

当法人では、令和6年までに既存施設5棟で強度行動障害に対応した建物改修を行ってきました。そうした経験から、改修 時のポイントについてお伝えします。

有期限の通過型としての支援が基本となる当法人での 強度行動障害支援では、建物・設備について利用者個人 の特性等に沿った改修には限界があり、「最大公約数」の カバーが前提となります。そのようななか、次のような経 緯と内容で改修を行ってきました。

改修を進めた経緯

強度行動障害の状態にある人を当法人で受入れはじめたのは平成22年度で、その頃は既存施設をそのまま利用し、建物改修することなく支援を行っていました。平成30年度からの本格的な受入れに向けて、既存施設2棟(旧あじさい寮・かわせみ寮第2)の改修計画を作成。令和元年4月から旧あじさい寮で工事がはじまりました。

当初の設計コンセプトは当時の自閉症支援の延長程度のもので、3人部屋だった居室を壊して個室に改修し、各室内に生活エリアと課題作業室を設けました。間仕切躯体も軽量鉄骨下地石こうボードで、建物強度も一般建築並みでした。その着工からまもなく、未着工のかわせみ寮第2で、利用者に想定を超えた行動がみられるようになっていました。素手や素足で天井材をはがしたり、扉や壁を蹴り壊したりというものです。

また、別の利用者は天井にある設備やそこに着いている シールに固執し、電灯、スピーカー、スプリンクラーヘッド などは機器ごともぎ取られ、ルームエアコンのルーバーも 壊されました。そのため、夜も灯がない、空調がない、火事 になっても消火機能が働かないという状態でした。

そこで、かわせみ寮第2の改修工事は基本設計から見直すことにし、現場からの要望や管理室からの提案をふまえて再検討を行い、改修計画を大幅に変更しました。これが、その後に続く当法人での強度行動障害支援に関する改修の指標となりました。

具体的な改修の内容

各寮での改修の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。すでに述べたように、第1期(旧あじさい寮)では個別化にのみ重点が置かれていましたが、第2期以降はそれに加えて刺激の低減や建物設備の耐久性、個別対応のしやすさなども考慮されています。

第1期(旧あじさい寮)

居室の間仕切りを増やし、居室の個室化に重点を置いた。既存施設の構造上、東西に支援エリアが分かれているため、浴室を両エリアに設置した。壁、建具などの強化を図っていない。

第2期(かわせみ寮第2)・第3期(かわせみ寮第1)

緊急度合いの高い利用者のための寮であり、改修前には軽量鉄骨下地石こうボード一重張りの壁と鋼製吊戸を当時の利用者が蹴り破ったため(前述)、壁・建具・設備の強度化を図った。また、天井材や天井敷設設備が壊されることを防ぐために天井高を可能な限り高く設定した(床上 2.8m。写真)。

そのほか、次のような対応をとった。

○内壁材は強度重視のためほんざね継ぎの横羽目板とし



改修後のかわせみ第1、デイルーム

た。下地はラワン12㎜厚。建築基準法の内装制限に抵 触しないよう大臣認定取得の不燃注入木材を使用した (薬品を含む結露=白華現象が課題となった)。

- ○緊急度合いの高い利用者のエリアと区分して支援を行 うことを想定し、鋼製開戸(防火戸のようなもの)を設 けた。
- ○水飲みや水へのこだわり行為を減らすために、水が溜 まりづらく、壊されにくいステンレス製便器を設置。
- 窓ガラスは可能な限りポリカーボネート板(5mm厚)に 変更。消防局員突入口を設け、そこは外部から緊急開錠 できるようにした(施工前に所轄消防局と打合せを行 う)。
- ○スイッチ類は利用者の届かない位置に設置し、支援員 室に集中させた。
- 支援員室やその内部が気になって不穏になることを減 らすため、支援員室の窓に梨地シートを貼った。

第4期(つぐみ寮)

改修の方向性は概ね第2・3期を踏襲したが、比較的状 況が落ち着いている利用者のための寮であることから、 内壁材は強度よりは摘便・弄便対策を重視して石こう ボードにエマルションペイント(合成樹脂、EP)塗りとし た。また不燃木材は結露の問題と予算の関係で見送りと した。また、自立支援課題用資材等の置き場が必要だった ため、倉庫を追加した。

第5期(あじさい寮)

緊急度合いの高い利用者のための寮であり、居室のう ち一つは不穏な状態で壁に頭を打ちつけるなど自傷のお それがある利用者を保護するために、壁材をウレタン製 クッション材にして耐衝撃に備えた。また、居室内を生活 エリアと作業エリアに分け、その間仕切壁に内蔵するか たちでテレビ台を設置した。

内壁材は第4期同様に摘便・弄便対策を重視したが、 石こうボード EP 塗りは歯や治具等による削りに弱いた め、ケイカル板6mm厚EP塗りを使用した。

こうした改修により建物設備の破損や故障が減り、利 用者の居住性維持については大きく改善しました。例え ば天井を高くしたことで電灯の破壊は激減し、またエア コンも天井埋込にしたことで利用者が気にして壊してし

まうこともなくなりました。そのほか、扉や壁の破損、水 回りのダメージも減っています。

また、当法人では設計段階で利用者の状態像を分けて 方向性を検討しましたが、実際には建物設備の面で両者 の違いに大差はなく、予算の制約がなければ緊急度合い の高い利用者を基準に検討するほうがよいと感じていま す。特に他者との接触により不穏、不安定になる方は多く、 細かいエリア分けを行うのが望ましいと思います。玄関・ 風呂・トイレも動線が交わらないのがベストです。

改修にまつわる制約と課題

強度行動障害に対応する建物改修は、壊れにくさや耐 久性にも重点が置かれます。しかし、そうした改修計画の 中には建築基準法や各種条例等とは相容れないものも多 く、内装制限や排煙基準、採光基準等をいかに適合させら れるかは大きなポイントになります。

さらに建物外への自由な出入りに制限を掛けざるをえ ない場合などは、特に消防法との整合性が取れないこと があります。当法人でも、所轄の消防局に利用者の障害特 性や強度行動障害支援について説明を行い、理解を得な がら最善策を模索しました。

もう一つの大きな制約要因である予算に関しては、建 物強度・建物仕様などにより大きく異なりますが、昨今 は総じて工事労務費や材料費が高騰しており、過去実績 の予算が基準になりにくくなっています。

利用者の身体的ストロングポイントはさまざまであり、 周囲に何かを伝える際にそれらを使うことは自然だと思 います。たとえば、力が強ければ何かを壊したり、身軽で あれば天井をはがしたり、喉が強ければ大きな声を出し たり…。建物設備の面では、そうした行動に対応した設 計・施工が望ましいと考えます。ただし、当法人の場合は 前述のように「最大公約数をカバーする」ことが前提とな り、個別特化の対応には制約があります。これからも、そ のときどきの利用者にあわせて小さな改修を重ねていく ことになると思います。

利用者のQOLを保ちながら、継続的に暮らせる居住空 間をいかに提供していくか。そのことを念頭に置いた設 計・改修と工夫が今後も必要になります。

強度行動障害支援と住まい

強度行動障害支援と暮らしの場 建物や設備に関する環境調整のあり方

社会福祉法人北摂杉の子会 常務理事 平野 貴久

当法人は「地域に生きる」の理念のもと、1999年4月、 現障害者支援施設「萩の杜」から支援を開始しました。萩 の杜では、ユニットケアと職住分離を支援方針に掲げ、当 たり前の暮らしを支援する中で、暮らしの環境や日中と 夜間の支援のあり方を重要視する大切さを実感しつつ実 践を重ねてきました。しかし、ユニットケアをとはいえ1 ユニット10名余りの暮らしであり、対人面での刺激は多 く、より少人数での暮らしの必要性を感じていました。

そのような経験を通じ、当法人の生活介護事業所「ジョブサイトひむろ」に通所されている強度行動障害の方の将来の暮らしの場として、2012年に共同生活援助「レジデンスなさはら」を開設しました。特に環境の重要性を考慮し、各居室を入居予定の方の特性に応じた「オーダーメイド設計」を取り入れるなど、合理的配慮をテーマに環境を整備しました。

レジデンスなさはらでの学び

開設時からオーダーメイド設計による合理的配慮のある環境が実現できたことにより、すべてのご利用者が入居前と比較して落ち着いた暮らしにつながるなど、環境のあり方の重要性を開設後すぐに実感することができました。数年間暮らしていただくなかで新たなこだわりが



レジデンスなさはらもとまち

表れたり、状態像に変化が見られたりしましたが、その都度、支援の見直しや必要に応じて改修工事を入れる等の環境調整を行うことで、安定した暮らしの継続を図ってきました。このような経験から、ご利用者の変化を柔軟に受け止め、支援や環境調整に落とし込んでいくことの大切さを学ぶことができました。

2019年、同じく強度行動障害の方に対応したグループホーム「レジデンスなさはらもとまち」を開設しました。レジデンスなさはらでの学びを活かしてオーダーメイドの居室を整備したり、個別の特性を設計に活かして刺激の統制や動線の整理を行うなどの工夫を盛り込みました。

レジデンスなさはらもとまちでの住環境と合理的配慮

①動線の整理と刺激の統制

「レジデンスなさはらもとまち」では、入居ご利用者同 士の動線が重なることで、刺激やトラブルになることを 防止するため様々な工夫を行いました。

定員 14名の暮らしの場を2棟2階建ての4フロアに分け、1フロア3~4名の暮らしとしました。トイレを各フロアに3カ所ずつ設置することでお互いの動線の重なりを防止することや、トイレにこもられても他のトイレを使用できるようにしました。



レジデンスなさはらもとまちのホール(廊下)



Aさんの居室入口。外付け階段から居室に入る

聴覚刺激を統制する目的で、居室間に押入れを設定す ることで居室間の防音を図りました。聴覚過敏のご利用 者については壁に防音加工を施したり、二重窓にしたり して防音効果を高めました。また、階の間の防音効果を高 めるため、1階の居室天井に防音材を貼り、2階の居室に は床に防振マットを敷くことで、2階で飛び跳ねがあって も階下に音が響かないよう工夫しました。

職員の存在も大きな刺激となることから、職員の動線 も整理しました。職員が頻回に出入りするスタッフルー ム、キッチン、洗濯乾燥室等には外から入るドアを設置し、 職員が可能な限りご利者の生活空間を通らずに業務が行 えるよう工夫しました。

②個別化して刺激を統制した事例について

個別に環境設定を行った事例を紹介します。

開設時から入居されている A さんは、重度知的障害を 伴う自閉スペクトラム症で、周囲の人の刺激に非常に敏 感な男性です。A さんは人の動きを時計がわりする特性 があり、常に周囲の動きを見て行動されています。しかし、 人の動きは一定ではなく、イレギュラーが多いこともあ り、常にストレスを感じておられます。その動きが意に沿 わない場合は実際に人を動かしたり、他害に発展したり することもあります。

そこで、Aさんの居室を個別化することにしました。部 屋の入口となる玄関を別に設定し(右上写真)、他のご利 用者の動きをまったく見ずに済む居室を造りました。こ のことでストレスが大幅に軽減され、周囲の人が見えな くなることで提示された視覚的スケジュールを頼りに行 動されるようになり、見違えるように安定されました。現



Aさん居室内(左手に個別の玄関)

在では表出コミュニケーション支援も行っており、行動 援護サービスにて自分で選んだお弁当を購入するなど、 「地域での豊かな暮らし」につながっています。単に個別 化した環境整備だけでなく、ソフト面でも視覚的なスケ ジュール等の構造化やコミュニケーション支援を入れた ことの結果と考えており、「環境と支援は両輪」というこ とを実感しました。

特性に応じた支援と「両輪」であってこそ

強度行動障害の方を受入れる際に、頑丈な建物を造っ たという話をよく耳にします。しかし、単に建物を頑丈に するだけでは対処療法に過ぎず、ご利用者の安定には効 果がありません。やはり、特性に応じた刺激の統制や動線 の整理など、ハード面の整備と視覚的構造化などのソフ ト面の両輪を工夫することで、「予防的な環境、予防的な 支援 につながり、効果的であることをご紹介しました。

本稿では、強度行動障害のある人たちにとって、特性に 応じたハード面の整備と、支援などのソフト面の両輪を しっかり行うことで落ち着いた生活につながり、ひいて は「地域での豊かな暮らし」につながることを紹介しまし た。これから入所施設からの地域移行やグループホーム の整備を検討されている事業所様の参考となり、強度行 動障害の状態像にある人たちの「地域での豊かな暮らし」 への一助になることを願いたいと思います。

参考資料:松田雄二「障害特性に対応した住居の構造等の類型 化のための研究」(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合 研究事業·2021~2022年度)

知っておきたい 施策のいま

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (住宅セーフティネット法)等の改正

国土交通省住宅局安心居住推進課

高齢者や単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、 今後、高齢者、低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮 者(以下、要配慮者)などの賃貸住宅への居住ニーズが高 まると見込まれます。令和6年の通常国会においては、誰 もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指し て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に 関する法律(住宅セーフティネット法)が改正されました。 改正住宅セーフティネット法等の概要は次の通りです。

大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場 環境の整備

①終身建物賃貸借の認可手続きの簡素化

単身の入居者が亡くなった場合、一般的な賃貸借契約は賃借権として相続の対象となるため、賃貸人(大家等)は、相続人との間で契約解除等の対応を行う必要が生じ、また、契約を解除するまでその物件が空室となる可能性があります。一方、高齢者住まい法に基づく終身建物賃貸借契約は、入居者が亡くなった場合に賃借権が相続されない契約です。改正法では、終身建物賃貸借について、住宅ごとの認可から事業者(大家)ごとの認可に改め、手続きの簡素化により利用を促進することとしています。

②モデル契約条項を活用した残置物処理の推進

入居者が亡くなった時に相続人の有無や所在がわからない場合、居室内に残された家財(残置物)の処理が困難となることがあります。このため、生前に入居者と第三者が委託契約を締結し、その契約に基づき第三者が適切に残置物の処理を行うことができるよう、令和3年6月、国土交通省・法務省が共同で「残置物処理等に関するモデル契約条項」を策定しています。

改正法では、居住支援法人の業務として入居者からの 委託に基づく残置物処理を追加(明確化)し、モデル契約 条項を活用した円滑な残置物処理を推進します。

③家賃債務保証業者の大臣認定制度の創設

現在は賃貸住宅の約8割で家賃債務保証が利用されて

います。改正法では、要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を国土交通大臣が認定する仕組みを創設しました。認定の条件は、緊急連絡先として親族などの個人を求めないこと、居住サポート住宅(以下参照)に入居する要配慮者の家賃債務保証について正当な理由なく拒まないこと、などです。

居住サポート住宅の認定制度創設

改正法では、要配慮者に入居中のサポートを提供する 住宅(居住サポート住宅)について、福祉事務所設置の市 区町村が認定する制度を創設しました。この基準は国土 交通省と厚生労働省が共同で定めることとしており、市 区町村等の住宅担当と福祉担当が緊密に連携して運用す ることを想定しています。

居住サポート住宅で提供されるのは、①ICT等を活用した安否確認、②訪問等による見守り、③入居者の生活・心身の状況が不安定となったときの福祉サービスへのつなぎといったサポートです。これまで居住支援法人等が実施してきたノウハウを活かし、要配慮者本人の暮らしや意向を尊重したサポートとすることが重要です。また、認定を受けた事業者は、生活保護法の特例として、原則として生活保護の住宅扶助費等の代理納付を受けることができることが法律上規定されました。この居住サポート住宅や現行のセーフティネット専用住宅は、バリアフリー改修工事、安否確認のための設備の改修工事、防音・遮音工事などの改修費について補助の対象としています(図1)。

住宅施策と福祉施策が連携した 地域の居住支援体制の強化

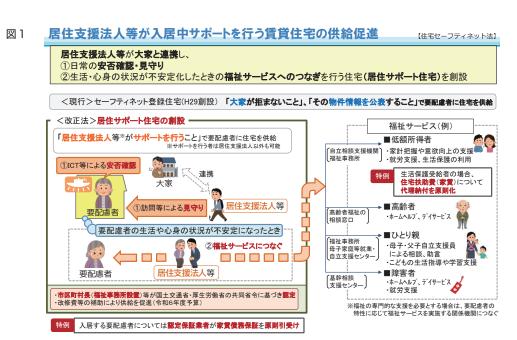
改正法では、法に基づく基本方針を国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で定めることとし、国としても住宅と福祉の連携を強化することとします。また、市区町村による居住支援協議会(地域の不動産関係団体や福祉関係団

体などで構成)の設置を努力義務化し、市区町村レベルで の総合的・包括的な居住支援体制の整備を国土交通省と 厚生労働省が共同して推進することとしています。また、 その協議会の構成員として、社会福祉協議会や要配慮者 の福祉に関する活動を行う者が含まれることを明確化し ています。地域の実情に応じて、住宅施策と福祉施策が 連携した地域の居住支援体制の整備が進むよう、国とし ても地方公共団体の支援・働きかけを行っていきます (図2)。

今回の改正は、不動産関係者、居住支援関係者、福祉関 係者などの理解と協力を得ながら進める必要があります。 また、特に市区町村の住宅と福祉の部局が連携・協力し、 居住支援協議会の設置・運営を通じた居住支援体制の整 備を推進することが重要です。

令和6年においては、生活困窮者自立支援法の改正(令 和7年4月施行)、介護保険の地域支援事業(高齢者の安 心な住まいの確保に資する事業)の見直し、障害福祉サー ビス等報酬改定など、福祉分野においても居住支援に関 する取組みが進められました。

住宅セーフティネット法等の改正法の施行は令和7年 10月を予定しています。国土交通省としては、関係省庁 と連携しながら準備を進め、居住環境の整備に向けて着 実に取組んでいきます。



住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化 図2

【住宅セーフティネット法】

〇 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

○ 市町村による居住支援協議会設置の促進(国土交通省・厚生労働省が共同して推進)

国土交通省と厚生労働省の共管 市区町村による居住支援協議会※設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の

支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における**総合的・包括的な**居住支援体制**の整備を推進。 ※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

空き家・空き室、地域資源を活用し、住宅と福祉が一体となった居住環境の整備(イメージ) 地方公共団体 居住支援協議会の ネットワーク 民間の居住支援 福祉サービス

地域移行に向けた意思決定支援

のぞみの園利用者の移行事例から考える

事業企画課地域移行・支援調整係 高橋 直

国立のぞみの園が地域移行の取組みをはじめてから21年目を迎え、この間に地域移行された方は192名となりました(2024年10月時点)。「地元に帰りたい」「グループホームで暮らしたい」「楽しく生活したい」。そうした思いを汲み取り、意思決定支援から地域移行につなげる取組みについて、今回は紹介します。

国立のぞみの園では、平成15年の独立行政法人化以降、利用者の地域移行を進めてきました。また、地域移行した方の生活の様子なども、保護者懇談会や本誌等を通して継続的に発信しています。出身地域等に移行した場合は訪問や電話等でのフォローアップを行い、移行先の援護自治体や事業所間とも連携しながら関わりを継続しています。このような細やかな取組みを重ねてきたことで、ご本人や保護者にも幅広く地域移行について関心を持ってもらえるようになったと考えています。

一方、地域での暮らしを体験しないまま様々な判断をしていくことは困難です。まずは、実際に地域での生活について具体的なイメージを持てるように、その暮らしを体験する機会を積極的に設けています。

その軸になるのは地域生活体験(日中体験・宿泊体験)です。このうち宿泊体験は、事前に「共同生活援助(地域生活体験)」のサービス支給が受けられるよう申請します。 1年間に計50日(連続利用は最長30日)の利用期間中に、地域生活体験の機会を重ねます。

地域移行の流れ

地域移行に向けては、多くの場合、見学・体験・意思確認といったプロセスを経ます(右図)。

① 事業所およびグループホーム見学

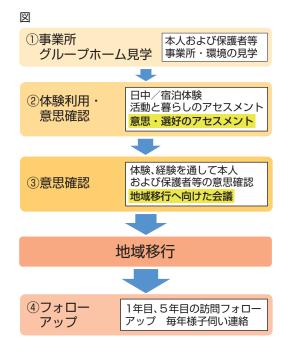
生活体験は、出身地の事業所やのぞみの園が運営する グループホームで行います。そこでの生活をイメージで きるよう事前に見学を行い、場所や建物、スタッフや他の 利用者など見てもらいます。保護者にも見学の機会を設 け、ご本人が体験中の様子を見てもらうこともあります。 保護者が見学できない場合も、体験の様子を写真や動画、 または電話等で報告を行います。

② 体験利用(意思·選好確認)

体験はまず見学や日中体験から始め、その後に1泊、2 泊、1週間と宿泊の期間を長くしていきます。その間、ご本人の様子を見ながら、環境や支援、他利用者との関係に慣れていける段階を踏みます。また、言葉として出ない思いを汲み取るため、体験中の様子は動画等も活用しながら記録し、体験前後の変化を捉えます。ホームや事業所を変えたり、体験日数を調整したりといった柔軟さをもたせながら丁寧に進めます。

③ 意思確認(地域移行へ向けた支援会議)

地域生活体験中の意思確認は、その間の様々な機会で の選好や日常の過ごし方、様子・表情・言動等の記録を 通して確認し、体験前と比較します。これらの情報を元に、 本人および保護者、相談支援専門員、体験先の事業所、通所



事業所等の関係者で担当者会議を行い、複数人の総合的 な視点から本人意思を含めた地域生活体験を評価します。

また、可能な限り保護者にも事業所へ足を運んでもらい、サービス管理責任者や他支援者との面談も含めてご本人の生活について確認してもらいます。

日中サービス支援型 GHへの移行事例から

令和5年5月8日、日中サービス支援型グループホーム「のぞみ」(以下、GHのぞみ)が開所し、9名の方々が新たな生活をスタートしました。

身体介護が必要な人が多く入所するやまぶき寮で生活していた古越保志さん(62歳)は、地域移行調整を行い、令和5年10月からGHのぞみの見学や日中体験(4日間)の利用を開始しました。近隣に買物に出かけるなどの体験を通してグループホームでの具体的な生活イメージをもってもらうとともに、環境変化による不安感を低減できるよう支援を行いました。当初は緊張した面持ちで普段より会話も少ない様子でしたが、体験を重ねる中で徐々に笑顔が見られるようになりました。買物で自分の好きな商品を選び、ホームで支援員に見せてよろこんでいる様子が印象的でした。

日中体験の後、古越さんの意向を確認したうえで令和5年12月からGHのぞみでの宿泊体験を開始しました。日中体験によりホームでの生活の流れや在居者との関係性、自室の場所等は把握できていて、戸惑うことなくリビングや自室で過ごしている様子でした。食事も楽しみの一つとなり、炊きたてのご飯、できたてのみそ汁やおかずの香りが漂うと、自然とリビングに姿を見せ、食事もよく摂られていました。

GHのぞみでの生活になじんでいくにつれ、支援員に「あっちに行って」と冗談を言いながら談笑するなど、新たな生活の中でもご本人らしく楽しんでいる様子が見られました。この頃には、生活寮へ戻る際に「帰らない」と寂しそうな表情をすることもありました。

察およびグループホームでは、体験中の意思表出に重点を置いて記録を取っていきました。保護者にも宿泊体験中に面会に来ていただき、記録を元に体験の報告を行いました。そうした中で、「本人の表情がすべてを物語っている」と移行に向けた理解もいただきました。



4月下旬、本人を交えて移行へ向けた会議を行い、これまでの地域生活体験の様子や意思表出について確認しました。また、GHのぞみへの移行について古越さんの意思を最終的に確認。移行後の生活について留意点等を共有したうえで、GHのぞみに移行することになりました。ここまでに、5回(計49日間)の宿泊体験を行いました。

地域生活体験を段階を追って丁寧に経ることで、環境変化による負担を軽減でき、スムーズな地域生活への移行へつなげることができました。

意思決定をつなぐ地域移行

入所施設で長く暮らしてきたご本人やその保護者に とって、地域移行は人生の大きな岐路であり、不安も非常 に大きいものです。地域生活の体験はその不安を払拭す ることにつながりますが、同時に、新たな生活環境の中で ご本人の潜在的な意思を掘り起こし、選好等の機会を通 して意思決定支援に関わることは、支援者としてもご本 人を理解するうえで有意義だと考えます。

のぞみの園の入所利用者は年々高齢化・重度化が進んでいます。そのため、これまで表出されていた意思が埋もれてしまい、潜在的な意思の確認も困難になってきています。しかし、支援者や関係者が相互に連携を図り、利用者の思いを汲み取りながら望む暮らし支えていくこと、日中サービス支援型グループホームのような新たな支援サービスを活用することで、高齢化・重度化しても地域移行が可能になるはずです。

ご本人が望まれる暮らしが地域にあるのならば、その 意思に寄り添い、選好を支え、地域生活の提案を行ってい きます。地域生活ならではの体験を通し、その先の豊かな 生活へとつながるよう関係機関と協力しながら、人生を 楽しんでいただけるよう支援していきます。

強度行動障害支援・厚労科研補助金 今年度の取組みと現在地

研究部係長 村岡 美幸 研究係 内山 聡至

今年度から全国を対象に中核的人材養成研修が行われるようになり、かつその修了者配置が加算要件になるなど、制度が 大きく動いている強度行動障害支援。その軸になっているのが、当法人で取組む調査研究事業です。

3年計画の最終年度となる今年度の取組みについて、その概要をお伝えします。

当法人では、令和4年度より強度行動障害の状態にあ る方への支援について、厚生労働科学研究費補助金によ る調査研究を進めています*。

最終年度にあたる今年度は、①中核的人材養成研修の 実施および研修プログラムの作成、②広域的支援人材の 活動状況に関する調査、③地域支援体制の整備状況に関 する調査、④教育分野における強度行動障害支援体制整 備に関する調査の4テーマに取組んでいます。

研修のブラッシュアップを進める

このうち①で取組む「中核的人材養成研修」については、 昨年度のモデル的な実施とその成果を受け、今年度から は全都道府県を対象に研修を実施しています。

令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定では、「標 準的な支援」(発達障害の特性を理解し、個々に応じて環 境を整えていく支援方法)を提供できる事業所を増やす こと、専門性の高い支援者を確保・養成していくこと、つ まり人材養成の仕組みを強化していくことが柱の一つに 位置づけられています。その軸になるのが、当法人で開発 に取組んできた「中核的人材養成研修」であり、報酬改定 でもその修了者の配置が加算要件になっています。

中核的人材養成研修は全6回の構成で、受講者の事業 所を利用している方を対象として、研修各回の間の受講 者を中心とした事業所内チームで実践、研修各回での実 践報告・協議で構成しています(右ページ)。中核的人材 養成研修の期間中、講師等から実践に対する助言を受け られるようにし、実践のサポート体制を整えています。

また、今年度は全都道府県対象の中核的人材養成研修 を実施しつつ、その改善点や評価等の意見を参加者・関 係者から広く収集し、「研修プログラム」を作成すること を目指しています。今年度上半期は昨年度のモデル研修

の結果をもとにプログラムの修正を協力者とともに行い、 8月下旬から研修を開始しています。今年度下半期は研 修を実施しながら受講者等から意見を収集し、協力者と 検討し、「研修プログラム」を作成していく予定です。

事業所の支援底上げに向けて

また、状態が悪化した強度行動障害の状態にある児者 に集中的支援を行う「集中的支援加算」も、令和6年4月 の報酬改定で新設されています。これにより、強度行動障 害の状態にある児者で状態が悪化した対象者を指定事業 所で受入れ、集中的支援を提供すること、コンサルテー ションができる「広域的支援人材」を派遣して集中的支援 を提供することが可能になりました。なお、集中的支援加 算(1)は広域的支援人材が事業所を訪問して集中的支援 を行うもの(1000単位)、集中的支援加算(Ⅱ)は指定事業 所が受け入れて集中的な支援を行うもの(500単位)です。 事業所を訪問して集中的支援を行う広域的支援人材は、 都道府県等が名簿に登録した人材となります。

強度行動障害の状態にある児者への支援に課題を抱え る事業所は、少なくありません。しかし、いざ集中的支援 を依頼しようと考えても、「訪問してもらうのと指定事業 所に受入れてもらうのは、どちらがいいのだろう」「その 見極めは、誰がどのように行うのか?」など、判断に迷う 部分は多くあります。また、広域的支援人材は何をしてく れるのか、広域的支援人材はどのような経験や専門性を 持っているのかなど、不安や疑問が出てくることも考え られます。

当法人では、令和7年度以降に広域的支援人材研修を 実施していく予定で、広域的支援人材やその候補者とし てコンサルテーションの経験のある方を対象にアンケー ト調査を実施しています。加えて、広域的支援人材や今後 そうした人材となる可能性のある人、さらには関わる行 政担当者等を対象にした「情報アップデート Day」を毎年 開催し、集中的支援や広域的支援人材、行政職員等が知っ ているとよりためになる情報を共有する場を設けます。 今年度は、令和7年1月21日に東京で開催する予定です (右下。詳細は当法人ウェブサイトを参照)。

集中的支援については、その仕組みがまだ始まったば かりで、十分な周知・理解が進んでいない状況が鑑みら れます。状態が悪化した強度行動障害の状態にある人へ の支援を事業所内だけで頑張ってしまう状況がきちんと 改善するよう、仕組みの周知と普及が期待されます。

教育分野での理解と実践につなげるために

当法人で実施している強度行動障害支援者養成研修に は、令和5年度より特別支援学校の教師も参加していま す。同研修が教育と福祉の連携、さらには地域支援体制構 築の推進のきっかけとなることを期待し、受講した特別 支援学校の教師を対象に研修内容の活用状況などに関す るヒアリング調査を実施しました。

その結果、研修内容について受講者のつながりの範囲 での活用や共有が行われていた一方で、効果的な活用、普 及、定着には課題があることがわかりました。こうしたこ とから、学校組織として取組む体制づくりの必要性が浮 かび上がってきています。なお、令和5年度調査報告書は、

下記 URL からご覧ください。 https://www.nozomi.go.jp/ investigation/pdf/report/03/ R05-1.pdf



令和5年度の調査を受け、今年度は④教育分野におけ る強度行動障害支援体制整備に関する調査を進めていま す。具体的には、特別支援学校における強行研修の活用、 学校組織の支援体制整備、教育と福祉の連携を促進する 資料とすることを目的として、受講した教師が所属する 特別支援学校の管理職を対象にヒアリング調査を行いま す。研修派遣の背景や効果、支援体制整備の考え等を聞き 取る予定です。

強度行動障害支援のあり方は、長年の取組みにより効 果的な方法や特性を踏まえた考え方などの普及が進めら れてきています。一方で、「ひたすら頑張る」という姿勢で 疲弊の度合いを深めたり、逆に「うちでは対応できない」 と支援を拒否したり、といった状況もまだあります。

さまざまな仕組みが制度の俎上に乗りはじめた近年は、 まさに強度行動障害支援にとって過渡期にあると考えら れます。当法人としても、適切な支援の普及や人材育成等 の面で取組みを進めていきます。

* 厚生労働科学研究費補助金「強度行動障害者支援のための指導的 人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究」

表 令和6年度中核的人材養成研修プログラム

科目名	事前学習(eラーニング) ■	グループ討議 (オンライン/集合研修)	時間	グループ討議後の現場の実践(約1ヶ月) 主な使用シート類	
事前課題	①研修概要について ②標準的な支援と中核的人材 養成研修の基本視点 ③ICFシートについて	_		【モデル情報・事業所情報の整理】 モデル情報シート、事業所情報シート(ハイリスク場面)、 BPI-S ICFシートの環境因子(できるだけ実施)	
(1)研修ガイダンス とチーム支援	④自閉症の特性と学習スタイル⑤氷山モデル⑥チーム支援	【8/26 WEB】 研修ガイダンス/モデルを 含む現場支援の状況・優先 課題の確認	2.5h	【支援現場・モデルの様子の動画撮影】 特性&学習スタイルワークシート、氷山モデルワークシート アセスメントバッケージ(+ICF シートの活動・参加)	
(2)特性理解と アセスメント	⑦課題となる行動の観察と記録 ⑧機能的アセスメント ⑨日常生活場面での直接観察	【9/27、10/1 集合】 モデルの紹介と質疑 (動画によるプレゼン)	2.5h	【モデルの評価場面の動画撮影】 ABC 記録、ストラデジーシート(上)、 スキャッターブロット(ブレ) FAST	
(3)課題行動に対す る支援の検討 (行動の分析)	⑩見てわかる工夫 (構造化) ⑪コミュニケーションプログラム ⑫機能的アセスメントに 基づく支援	【10/29 WEB】 優先課題(標的行動)の検討 と仮説立て	2.5h	【ハイリスク場面の整理、標的行動の動画撮影 (Before/After)】 氷山モデルワークシート、構造化 ワークシート、Co 指導計画書、ストラテジーシート(下)、 チーム支援実行状況チェック①	
(4)支援の立案と 実施	③支援ブランの立案 ④支援手順書の作成と実際の 対応	【11/26 WEB】 実施計画の作成・修正	2.5h	【支援計画シート、支援手順書の作成と実施、支援場面の 動画展影①】 実践報告書案の作成(ICFシートの経過)、 チーム支援実行状況チェック②	
(5)支援の見直し (PDCA サイク ル)	⑤実施後の評価と改善	【12/24 WEB】 現場実践の途中経過報告 (仮説 - 検証)	2.5h	【支援場面の動画撮影②、実践報告書の作成】 スキャッターブロット(ポスト)、ICF シート(ポスト) チーム支援実行状況チェック③	
(6)実践報告会		【2/10 WEB】 現場支援の実践報告	Зh		
フォローアップ		トレーナーによる訪問/オンラインコンサルテーションと実践ワークショップの案内			
補講		各受講生の事業所に訪問する、オンラインで聞き取り(トレーナー・サブトレーナーで対応) 研修期間中、受講生への個別のフォロー(地域支援をかねて、サブトレーナーが対応)			

情報アップデートDay since 2024 広域的支援人材は何を期待されているのか

- Н 時 2025年1月21日(火)13~17時
- 場 大田区産業プラザPio (東京都大田区南蒲田1丁目20-20)
- 容 ①広域的支援人材は何を期待されているのか (厚生労働省調整官 山根和史氏)
 - ②地域の支援体制づくり"チーム佐賀"は こうして生まれ育っている
 - (社会福祉法人はる理事長 福島龍三郎氏) ③つながりtime

 - (2分ごとに相手を変えて名刺交換)
- 対 象 者 広域的支援人材名簿登録者、都道府県障害福祉 担当課、発達障害者地域支援マネジャー 都道府県自立支援協議会行動障害関連部会 メンバー、等
- 員 150名(申込超過の場合は抽選) 定
- 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの闌



どのように感じている? どんな気持ち?

国立のぞみの園参事 志賀 利一

強度行動障害のある人が、支援者の手がかりではなく自ら適切な手がかりを見つけて自立的に行動することの大切さを、 これまで紹介してきました。何らかの行動につながる手がかりは、どんな時でも無数に存在するものです。

ワークシステムは、適切な手がかりを際立たせ、不適切な手がかりを目立たないようにする工夫を体系的に学べる手法です。強度行動障害のある人が、自立的に活動をこなす姿を目にすると、新しい視点からのアセスメントが可能となり、新しい支援の方向性が見えてきます。ところが別の問題が残ります。自立的な行動につながる手がかりは、個人の内面にも存在するのです。

内面の感情や感覚は支援に影響する

私たちは、自らの気持ちを表現することばをたくさん 持っています。例えば、好き、嫌い、喜び、悲しみ、興奮、落 ち着き、感動、落胆、不安、平穏など、感情を表すことばは たくさんあります。また、痛い、かゆい、暑い、寒い、熱い、 冷たい、辛い、甘いなど、感情とは呼びませんが、これも内 面を表すことばです。難しいのは、内面の感情や感覚に関 することばは、一人ひとり微妙に異なる概念で用いてい ることです。早朝に部屋の窓を開け、「今日は温かい」と感 じる人も、「肌寒い朝だ」と感じる人もいるのです。

障害者支援に携わる私たちは、利用者の感情や感覚に 寄り添い、支援を行っています。私たちは、散歩中に利用 者が「暑い」と伝えてきた時と、「寒い」と伝えてきた時と では、異なる支援を考えます。気温、日差し、湿度といった 外界の客観的指標も判断材料になりますが、それだけで なく、一人ひとり異なる主観的な感情や感覚に合わせた 支援も重要です。

感情や感覚を推理することの難しさ

内面の感情や感覚は、本人しかわからないことです。 「暑い」「寒い」など、明確な意思表示があれば、支援の方針は明確になります。しかし、強度行動障害のある人の多く は、そのような感情や感覚を伝えることが苦手です。私たちは過去の支援記録、支援者同士の意見交換などを通し、本人の感情や感覚を推理し、支援を行うことが少なくありません。そして、この推理を支援員のチームで共有することが難しいため、行動障害を激しくさせてしまうことがあります。

強度行動障害支援者養成研修では、本人の感情や感覚を推測する前段の知識として、自閉症の障害特性を学ぶ演習プログラムがあります。例えば、「因果関係理解の難しさ」という障害特性が演習で取り上げられることがあります。私たちは知らず知らずのうちに、原因と結果という関係性の理解が利用者にもあることを前提に支援を行っています。他者を叩いてしまう利用者に対して「そんなことしたら、〇さんが痛いでしょ」と注意しながら制止するのは、「誰もが、かつて同様に叩かれたことで痛い思いをしており、注意することでその時の痛みを想起できる」という前提があります。興奮状態にある利用者に、このような過去の経験の想起を前提とした指導・注意は妥当でしょうか?あるいは、1時間経って冷静になってから、叩いてしまった行為について同様に反省を求めることはどれくらいの効果があるでしょうか?

一度学んだことを「長い期間、強烈に覚える」という障害特性がある人もいます。かつて、強く叩かれた経験が何度かあり、そのことに強い「恐れ」を感じている人の気持ちを想像してみます。この人は、常に敏感に周囲の人を観察しており、リスクが高まると咄嗟に防御しようとするのではないでしょうか。現在利用している事業所では、支援員が手を上げて近づいて来ると、その手にタッチすれば叩かれないで済みます。確実に予防できるのです。叩かれずにホッとして、顔の表情が緩むこともしばしばです。

でも、このように防御の回数が毎日何十回もあり、「いつ 手を上げて支援員が近づいてくるか」と不安でたまりません。支援員が「親しみ」の表現としてハイタッチを繰り 返していることを知る由もありません*。

ワークシステムやスケジュールといった構造化された 支援により、自立的な活動が増えることで、私たちは一人 ひとりの利用者の新しい側面を学ぶことができます。「因 果関係理解の難しさ」や「長い期間、強烈に覚える」などの 個々の障害特性の理解・解釈も一歩前進です。そして、共 通の理解・解釈は、支援チームによる共通な支援を可能 にします。しかし、このような障害特性の学びは、利用者 の感情や感覚の理解という視点からは、あまりにも間接 的であり、漠然とした取組みに過ぎません。

気持ちを表現してもらうことの大切さ

感情や感覚は、一人ひとり異なります。自立的な行動の きっかけとなる内面の手がかりは、突き詰めると本人に しかわかりません。強度行動障害のある人は、話しことば がなく、発話はあっても有意なコミュニケーションにつ ながらない場合がほとんどです。しかし、好き、嫌い、お いしい、まずい、痛い、かゆいといった基本的な気持ちや 感覚を誰に対しても伝えることができ、それを継続的に 支援する体系的な方法が存在します。構造化された支援 と並行して、本人から自発的コミュニケーションを育む 支援を継続的に実施することで、本人の気持ちを現実的 に推測できる範囲が確実に広がります。自発的コミュニ ケーションの支援、つまり拡大・代替コミュニケーショ ンや PECS といった強度行動障害のある人に対して有 効な支援方法を学ぶための書籍やネット情報に触れてく ださい。さらに、自発的コミュニケーションを学ぶ研修会 も少しずつ増えています。強度行動障害者支援には、欠か せない内容です。

自発的コミュニケーションは、絵カードや何らかの具体物等を準備すれば、それで解決するものではありません。十分な環境設定の場で一人ひとりが活用できるツールを繰り返して学ぶ機会を提供し、その方法を日常生活の一定の場面で活用するなど、かなり綿密で計画的なプログラムを立案する必要があります。このような支援を継続・発展させることで、私たちが普段使っている気持

ちを表現することばに近い感情や感覚の表現が可能になります。もちろん、最初から概念としての気持ちそのものの自発を求めるものではありません。例えば、何らかの好きな物や活動を要求する、逆に苦手な物や活動を拒否するといった、自発的コミュニケーションが可能な場所・相手・表現方法が確立できれば、その表現方法を手がかりに場所・相手の範囲の拡大を図り、より実用的な表現方法にブラッシュアップするといった支援計画が立案されます。

継続的に挑戦するチームづくりの大切さ

また、自発的なコミュニケーション支援を継続していく中で、表現することが容易な内容と難しい内容も理解できるはずです。例えば、配膳で「お箸」や「お茶」が足りないことを自分で見つけて、支援員に自発的に要求することが比較的容易に学習ができても(「欲しい」という要求相当)、苦手な料理の食材を「残したい」と伝えることが難しく、口に入れて飲み込んでしまい、皿を空にしてしまう人がいます。限定的な場面では「欲しい」「要らない」と自発的に意思表示できても、日常生活場面では違う結果になってしまうことも珍しくありません。このような場合、さらなる情報の整理、理解・解釈、そして支援方針を決めるプロセスに進む必要があります。このような支援の見直しは、自発的なコミュニケーションの拡大と同時に、本人がどのような感情・感覚を持っているかを理解する大切な過程です。

強度行動障害者支援の現場では、便秘や鼻炎等が原因と思われる行動変化や、嫌いな食材を丸呑みし窒息するなど、はじめて支援に携わる人にとっては想像できないことが起きます。すぐにこのような問題が解決できないにしても、事業所内で一人ひとりの利用者が「どのような気持ち」で「どのように感じているか」を具体的な支援プログラムを通して意見交換することは欠かせません。

* 強度行動障害者支援の現場の多くでは、支援員と利用者との コミュニケーション方法が非常に狭く、文脈、形態、機能とも にバリエーションがありません。なかには、特定のいくつかの コミュニケーション方法を、文脈関係なく、支援員から乱発し ていることがあります。まさに、コミュニケーション支援の重 要性を必ず学ぶ必要のある事業所です。

てがるに運動1・2・3

第3回

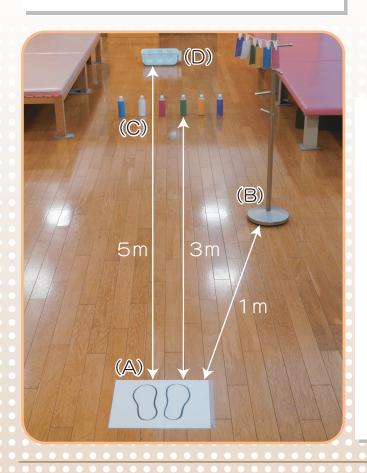
ペットボトル運び

高齢・重度の知的障害のある人向けの運動についてご紹介するコーナーです。今回は、これまでよりもやや複雑な運動になります。体だけでなく頭も使いながら、挑戦してみましょう。

診療所 町田 春子

効果とポイント=

- ○体を動かすだけでなく、色の識別やマッチングという認知面への働きかけを行う(考えながら動く)ことで、運動の難易度を高めます。
- ○色味のわずかな違いがマッチング判断の際の混乱を招く可能性があるため、ペットボトルに巻く紙とカードの色はまったく同じにします。



- 準備するもの

○色別のカード 6枚(白・赤・青・緑・紫・黄)

見わけ やすい色を 選ぶ

- ○ペットボトル 6本
 (カードと同色の紙を巻く)
- ○洗濯用ハンガー(洗濯ばさみを6つ付ける)

√ 小さめの) ピンチハンガー ~ でも!

- ○ポールハンガー ○カゴ
- ○カード入れボックス(カゴのわきに取り付ける)
- ○足形シート(足の形を描いた紙)

事前準備

- (A)足形シートをスタートに置く。
- (B)ポールハンガーをスタートから 1m 程度の位置に設置。洗濯用 ハンガーに取り付けた洗濯 ばさみにカードを 1 枚ずつ 挟み、ポールハンガーにかける。

机の上に カードを並べ てもいい ですよ!

- (C)ペットボトルをスタートから3m程 度の位置に並べる。
- (D)カゴとカード入れボックスをスタートから5m 程度の位置に置く。







① スタート

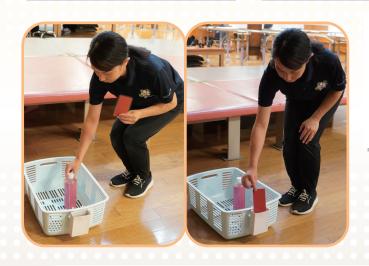
足形シート(A)に立ち、 準備ができたら(B)に 向かって歩きます。

② カードをとる

カード置き場(B) まで来 たら、好きな色のカード を1枚とります。

③ ペットボトルを選ぶ

ペットボトル置き場(C)まで 移動し、手に持ったカードの 色と同じ色のペットボトルを 選びます。



④ ペットボトルとカードを入れる

カゴとカード入れボックスの置き場(D) まで移動し、ペットボトルをカゴに、カー ドをカード入れボックスに入れます。

> カードがなくなるまで (1)~(4)を繰り返します

認知症予防や転倒予防を目的とした運動に、二 重課題(デュアルタスク)トレーニングというも のがあります。特に、認知(cognition)課題と運 動(exercise)課題を組み合わせた運動は、コグ ニサイズと呼ばれています。普段の生活で私たち は、「誰かと会話をしながら歩く」「献立を考えな がら買い物をする」など複数のことを同時に行っ ています。このため二重課題トレーニングは、単 純な運動よりも日常生活に効果が出やすいとい われます。

今回のペットボトル運びは、「これで合ってい るのかな?」とドキドキしながらゴールに向かう など、楽しみながらできます。立ち止まって色を 選びますので難易度はやや低めですが、運動への 集中が分散されるため転倒には注意してくださ い。使用する道具やコースの距離などは、運動を 行う環境やその人の能力に合わせて調整してく ださい。色の識別が難しい人の場合は、色ではな く絵柄でカードとペットボトルをマッチングさ せる方法もあります。

人事交流研修者と法人内研修受講者の報告

のぞみの園が実施している法人間の人事交流。今回は、令和4年度に岡山・旭川荘から派遣された丸野洋樹さんの報告を 掲載します。あわせて、今年度に実施された意思決定支援に関する研修会について、法人内受講者のレポートもご紹介します。

1年間の人事交流を通して

令和4年度、国立のぞみの園・旭川荘の人事交流として、1年間、のぞみの園で勤めさせていただきました。これまで岡山県から出たことのなかった私は、知らない土地で生活すること、自閉症・強度行動障害の支援について学ぶことに不安と楽しみを感じながら、高崎にやってきたのを思い出します。

勤めることになったつぐみ寮は、緩和期という位置付けでした。しかし、実際には行動障害が著しい利用者さんが多く、旭川荘との違いに最初は戸惑いました。それでも、現場に入って様々なことを学びました。

1つ目は、環境設定の重要性です。のぞみの園では、余暇、課題、飲食エリアなど施設内を物理的に構造化していました。また、パーテーションを使用して視覚的にも場所を示すことで、利用者のみなさんも混乱することなく活動に取組むことができます。利用者同士の動線にも気を付けており、細かなところに配慮が必要だと学びました。刺激を低減した環境設定を行い、かつ目的となる活動と場所が対になっていることが大切だと学びました。

2つ目は、スケジュールの活用です。1日や半日など利用者に応じてその日のスケジュール提示することによって見通しを持って生活することができます。変更ができる仕組みになっていることも、重要なポイントであることを感じました。利用者さんの理解度によりイラストや現物を使用すること、1つのカードに対して1つの意味を持たせることも学びになりました。また、カレンダーを使用して楽しみとなる活動を予告する支援の大切さも感

じました。旭川荘でも全体としてスケジュールを活用していますが、一人ひとりに用意されていることが当たり前なのだと痛感しました。

3つ目は、活動の充実です。つぐみ寮には日中活動としてすまいる工房に通う方と寮内で自立課題を行う方がいます。こうした活動や自立課題を行うことは、規則正しい生活を送るために重要だと学びました。ワークシステムや手順書を導入し、最後まで自立して取組むことができるよう支援をしていくこと、そのためにも支援員に構造化の知識やスキルが必要だと強く感じました。

4つ目は、アセスメントの重要性です。自傷行為の頻度 が高くなっていたある利用者さんに対し、記録から自傷 行為が見られる曜日、時間帯を把握し、その時間帯に新た な活動を導入することで、次第に自傷行為は減少してい きました。アセスメントにより事実を拾い集め、支援の手 がかりを探すことの重要性をあらためて感じました。

この1年は、強度行動障害支援の難しさとともに、自分自身のスキル向上の必要性を感じさせるものでした。所属元の旭川学園は児・者併設の入所施設で、のぞみの園と環境面での違いはありますが、見通しの持てるスケジュール、自立課題や支援手順書等を導入していければと考えています。構造化等の基礎的な知識を理解し、事実を拾い集め、根拠に基づいた支援を行い、利用者さんが安心して生活できるよう、学んだことを活かして所属施設に還元していきたいと思います。

(社会福祉法人旭川荘 丸野洋樹)

その人を知ること 意思決定支援に求められる取組み

昨年7月4日、当法人で行われた職員研修会「コミュニケーションが難しい人への意思決定支援について」に参加しました。講師は、長年にわたり横浜市において障害の重い人の地域生活支援に取組んでいる社会福祉法人訪問の家の名里晴美理事長にお願いしました。訪問の家は、通所施設「朋」に加え、重度の重複障害がある方が地域の中で暮らすためのグループホームなどを運営しておられます。

研修では、看取りを中心に同法人での意思決定支援に 基づいた人生会議の取組みから、障害の重い人の意思や その実現を支援していくことについて講義がありました。 その中で特に印象に残ったのは、「コミュニケーションが 困難でも視線、声、表情で表現している」「意思決定支援は、 共に生きるということ」「活動の主体はご本人であること」 「意思表出が難しくコミュニケーションが困難な利用者 とじっくりと関わることが大切」という姿勢です。

講義では、本人が望んでいるであろう暮らしの実現に向けて「本人はどうしたいのか?」「支援者はどうしたいのか?」「「大援者はどうしたいのか?」について、本人や支援者、家族、成年後見人など関わっている人たちで話しあい、本人の希望を明確化にするという実践についてうかがいました。経験を重ねることで選択の幅が広がり、利用者の意思決定支援につながるのではないかと改めて気づくことができました。名里理事長の力強く、心優しく温まる言葉に、多くを学んだ研修となりました。

研修後には、「どのような場面で意思決定支援をしていますか?」をテーマに、参加者間でディスカッションを行いました。ほかの受講者との意見交換から、情報共有や今後の支援に役立つヒントをいただきました。特に利用者のライフストーリー、過去を知るということ、その利用者の好きなことを知ることが意思決定支援のカギになっているといった点は印象に残っています。

その人の歩みを知り、人生に向きあう

また、名里理事長には後日、ひなげし寮でのコンサルテーションもお願いしました。その際、寮で暮らす90代の男性利用者の方について取り上げ、その方の情報(写真、過去の情報、昔を知る職員など)を集め、ご本人を中心として会議を行うという取組みを行いました。ご本人が好きなことやエピソードを中心にライフストーリーを深堀し、その方らしく暮らせるためにできる支援について話しあうことことで、その会議自体が新たにその方について知る機会となり、今後の支援のあり方を支援者間で共有することにつながりました。

意思決定支援に関して、これまでは私自身も、コミュニケーションが難しい利用者に対して「AかBか」の二者択一での選択肢で提示することがよくありました。しかし、研修やコンサルテーションを通して、「経験してもらう」「その利用者の歴史を知る」「時間を共にする」という点がより重要なのだと感じました。当法人でも、入所施設利用者の高齢化・重度化は年々進んでいます。みなさんの意思を汲み取り、その生活を充実させていくこと。希望を丁寧に確認し、地域生活への移行も検討していくこと。のぞみの園で最期を迎える場合のACPを含めた終末期支援に向きあうこと。いずれも進行形で取組むべき課題です。

その中で、今回の研修で提示された「本人を理解する、知る」「本人の希望を導き出す」ことは、非常に重要になってくると感じています。そうした点は私たちの法人内でも共有しつつ、「利用者の希望とは何か?」という問いに、一人ひとりの歴史をさらに深堀して答えを探しながら、これからも利用者のみなさんに関わっていきたいと感じました。

(生活支援部 ひなげし寮 新後閑美保)



みて わかる 知的・発達障害者の

しあわせな高齢期

50代になったら知っておきたいこと

国立のぞみの園編著

1.100円(税込)

A5判・カラー・96ページ

~ 温かみを感じ、めくると"しあわせ"を感じる本~

2024年8月発行



「なんだか疲れやすくなった?」 「外出がおっくうになったのかな…」

高齢期にさしかかった知的障害や発達障害のある方について、支えるご家族や支援者からこうしたお話を聞くことがよくあります。知的・発達障害のある人の高齢化は、一般の高齢者より10~15歳ほど早く進むことが多いといわれます。その背景には、健康維持に関する日常的な取組みが難しかったり、体調不良などを周囲に伝えるのが苦手だったり、さまざまな要因が指摘されています。だからこそ、小さな変化に気づき、健康面でサポートし、その人の年齢にあわせて支援のかたちを調整していくことが欠かせません。

●高齢期の生活を考えるきっかけに!

知的・発達障害のある人の、特に50歳代以降にみられる身体の変化とその付き合い方を知ってほしい。のそみの園での支援実績や調査研究から把握された事例をもとに、高齢期の方を支えるための基本的な視点を投げかけるのが本書のねらいです。アセスメントに、ケース会議に、あるいはチーム支援での認識共有に…。家族や福祉事業所の支援者、医療従事者などのみなさんに、幅広く活用いただければと願っています。



お求めは、国立のぞみの園まで

当法人ホームページより【注文書】をダウンロードいただき、 ご記入のうえメールまたはファクスにてご注文ください。

◎メール …… kenkyuu@nozomi.go.jp

◎ファクス … 027-320-1391

支払方法:郵便局の払込取扱票(商品に同封)にてお願い

します。払込手数料は各自ご負担ください。

送 料:無料

(令和7年1月より有料化予定)

注文書はこちらから



第3回 入所者の選定基準

医師 花岡 卓二

開所当時に入所者選びに関わっていた関係者も、少なくなっていることでしょう。まず、各都道府県に割り当てられた定員に沿って、自治体が書類を作ってのぞみの園に送ります。書類に書かれているのは、個人名や分かればIQ、在宅か、どういう施設にいるか、といったことでした。それに対して書類審査をしたのは、理事長と理事2人、総務部長と評価部判定課長、東西居住区の区長各1人、それから診療所を代表して私でした*1。

自治体側の基準はよくわかりません。いろいろな事情・ 判断があったと思いますが、それは、のぞみの園側にはわ かりませんでした。割り当て以上の人数が書かれた名簿 を送ってくる自治体もありました。

のぞみの園側の基準も、はっきり決められないところがありました。のぞみの園は重度・最重度知的障害者の施設であったため障害の程度は一つの基準でしたが、それ以外にはあまりありませんでした。「在宅の人をなるべく」とか「年齢オーバーで児童施設にいる人は入れてあげないと」「この人は救護施設にいるから急がない」といったことはありました。精神病院(当時)に入院している人も何人かいました。

救護施設や精神病院にいる知的障害者について、「ずっと入れておくのはよくない。いい処遇や支援ができない」「どこか施設があればいいんだけど」と思っている施設・病院関係者は多くいたと思います。ただし、自治体からの書類だけでは申請があった人の細かい情報まではわかりません。大騒ぎしないだろうか。他の人を傷つけたり、夜中に飛び出したりしないか。そうした警戒心がわいてしまっていたのも確かです。しかし、名簿にたくさんの名前があるなかで、いちいち聞いていくわけにもいきません。

たまに「施設には入っているけれども、なぜ応募してきたのだろう」という人もいました。その場合、「何か事情があるに違いない」と敬遠されたこともあります。断片的な情報から、「行動上の障害が相当あって大変だろう」と予

防的に判断されたこともありました。いいか悪いかは別として、のぞみの園のスタッフ側の事情が考慮される場合もあったわけです*2。

一方、入所希望者の生活環境はあまり判断材料にされませんでした。いまと違って「虐待をされているから入れよう」ということもありませんでした。

人と人を比べて誰を入れるか選ぶわけで、その判断はなかなか厳密、明快にはいきません。しかし、全体的にはそれほど偏ってはいなかったと思います。



のぞみの園開園時の様子(昭和46年4月)

- * 1 資料には、「予備審査会議は、当初、評価部長・診療所長・ 居住区長(東・西)・治療訓練部長・作業治療部長・評価 部判定課長で構成され…本審査会議は予備審査会議の構 成員に理事長・理事・総務部長を加え」たとあります(『国 立コロニーのぞみの園十年誌』p.30)。
- *2 当時の入所基準では、精神衛生法、伝染病予防法等の「法 律の規定に基づいて、医療機関等へ収容されるべき者」と、 「専門医療機関での医療を受ける必要があると認められ る者」は、入所対象としないとされていました(「国立コロ ニーのぞみの園十年誌」p.29)。



○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある 18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労継続支援 B 型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL. 027-320-1416 [事業企画部地域移行·支援調整係]

○ 障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を提供しています。

TEL. 027-320-1005 【地域支援部発達支援課】

○ 外来診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供しています。健康診断や医療に関する相談等も受け付けています。

TFL **027-320-1327**【診療所医事係】

○ 障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちや障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応します。

TEL.027-327-3520 (事業企画部相談係)

○ 講師の派遣、知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

研修会などの講師として職員の派遣を行っています。障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている 人たちからのさまざまな相談に対応します。

TEL.027-320-1366 (事業企画部事業企画係)

○研修会等の開催について

研修会やセミナーの開催のお問い合わせに対応します。

TEL.**027-320-1357**【事業企画部研修係】

○ 実習生等の受入れ、施設見学について

大学・専門学校などからの学生等の受入れ、施設見学等のお問い合わせに対応します。

TFL **027-320-1322**【事業企画部養成係】

○刊行物のご案内

ホームページ https://www.nozomi.go.jp/ 調査・研究 → 調査研究報告・テキスト をご覧ください。



国立のぞみの園へのアクセス

■ タクシー利用

JR高崎駅西口より所要約15分

2 バスの利用

市内循環バス「ぐるりん」13・14系統 高崎駅西口・8番のりばより乗車、 「国立のぞみの園」下車、所要約30分

ニュースレター

令和7年1月1日発行 第83号 (年間4回発行)

発行人 田中正博

発行所 独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL.027-325-1501(代表) FAX.027-327-7628(代表)

ホームページ https://www.nozomi.go.jp/メール kouhou@nozomi.go.jp



印刷製本 上信エージェンシー株式会社







本紙は、「FSC認証紙」「植物油インキ」「水なし印刷」を使用しています。

おねがい

で住所・部署・氏名など送付先が変更となった場合は、お手数ですが 右記までご連絡ください。

国立のぞみの園・ニュースレター担当(総務部) TEL.027-320-1613 FAX.027-327-7628 メール kouhou@nozomi.go.jp